

8-1.<外部との連携> 地域貢献

人員が限られる各社では困難ですが、団地で共同実施することで地域貢献の幅が広がります。

(1)自分達にできる無理のない貢献を

災害時にはお互いが被災者になります。組織力を活かしてどういった貢献ができるのか検討しましょう。また、平時における地域住民との関わりが少ない場合、地元自治体に連絡の上、仲介を依頼しましょう。

(2)地域貢献内容の例

① 社屋内会議室、駐車場などの避難所としての開放、トイレの開放

- 候補地の耐震性、収容可能人数など確認(平時)
- 地域住民への周知方法(平時／緊急時)

② 津波時における工場屋上への緊急避難場所としての提供

- 津波被害想定に基づく候補地の検討(平時)
- 候補地の収容可能人数の確認(平時)
- 地域住民への周知方法(平時／緊急時)

③ 備蓄品(飲食料品、応急手当品、生活衛生対策用品(簡易トイレ、防寒シート、毛布など))の災害時の提供、炊き出し

- 地域住民提供時の企業間の費用負担のルール(平時)
- 地域住民に提供可能な数量の検討(平時／緊急時)

④ 瓦礫やゴミの撤去支援

- 撤去などの外部事業者の把握、企業間の費用負担のルール(平時)
- 一時保管場所提供の検討(平時／緊急時)

⑤ トラックや重機などの提供支援

- 各社が保有するトラックなどの把握、企業間の費用負担のルール(平時)

⑥ 各種の地域住民支援について、被災地外の関係会社などへの依頼

- 関係会社などとの事前調整を含めた情報共有(平時)

⑦ 共同で実施する訓練や研修への参加呼びかけ

- 地域住民の自治会などとの連携、地域住民への周知方法(平時)

(例)磐田さぎさか工業団地協同組合における地域貢献 (静岡県磐田市)

磐田さぎさか工業団地は自動車部品関連の製造業が多く、親会社の事業継続において取引先として生き残るためにBCPで企業価値を高める必要性があると考えました。外部講師の招聘や被災経験のある企業の視察等でBCPを学び、団地全体で取り組むことで各社のBCP策定につなげました。これらの取組みの中で、地域への貢献活動についても検討を行い、工業用水の貯水槽を防火用水に利用する協定を磐田市と結んでいます。

(平成30年3月現在)

団地内の貯水槽。工業団地内には地下水を水源とした40トン型の貯水槽(3基)と50トン型の受水層(1基)があります。



8-2.<外部との連携> 地元自治体との連携

地元自治体との連携を共同で行うことで、各社の負担を軽減できます。

① 地元自治体の防災担当部署の確認

市町村の防災担当部署を確認します。

② 地元自治体の防災訓練などに参加

各自治体で実施されている防災訓練や啓発活動などに参加し、スキルアップや地元自治体との連携を図ります。

③ 防災・BCP支援事業などの確認

各自治体によっては、防災関係・BCP支援等の補助・支援制度を有している場合があるので、確認します。

8-3.<外部との連携> 他地域の企業との連携、協定など

各社での連携には限界がありますが、共同で取り組むことで、より連携・協定しやすくなります。

他地域の団地・企業との連携は、連携先企業とお互いにメリットがあることが前提です。お互いのニーズなどが一致しなければ容易ではないため、中長期的な課題として地道に取り組みましょう。

① 他地域からの支援を必要とする物資・人員等の確認

支援を受ける場合に、何が必要かを検討します。(例:発電機・燃料、代替生産など)

② 平時から交流などがある団地・企業の確認

取引があつたり、個人的につながりがあつたりするなど、平時からの交流があり、同時被災しない地域に立地する団地や企業を候補とします。

③ 連携にあたって

双方にメリットがある連携になるよう、相手方団地・企業にどういった支援ができるのかを検討しておきます。

(例)遠隔地工業組合間での代替生産契約

● 神奈川県メッキ工業組合と新潟県鍍金工業組合

両組合は、大規模災害時に両組合の企業間で代替生産等の相互連携を行う協定を締結しています。この仕組みは「お互いさまBC(事業継続)連携ネットワーク」といい、「困ったときはお互い様」の精神に基づき、互いに加盟企業の情報を事前に提供しあうことで、各企業が代替生産等の相互支援に関する契約を結びやすくするものです。遠隔地の企業と事前に契約をしておくことで、東日本大震災のような広域災害が起きた場合でも、企業間の代替生産等を行うことが可能となります。(平成30年3月現在)

5.BCPの文書化とその後の管理

(1) 団地版BCPの文書化

これまで検討、実施してきた内容を、「団地版BCPモデルひな形」を活用してBCP文書としてまとめます。今回の策定に関わった以外の人にもBCPの内容がわかるように、できるだけわかりやすく、簡潔に、必要事項が網羅されるようにしましょう。

(2) 計画の見直し・改善

団地版BCPが完成しても、それを各社の事業継続の取組に活かせなければ意味がありません。BCPは策定して終わりではなく、継続的に見直し、改善を加えていく必要があります。

■ 個社BCPを完成しましょう

団地版BCPを活用して、個社BCPも完成しましょう。

■ 継続的な見直し・改善が重要です

団地版BCPと個社BCPともに、継続的な見直し・改善が欠かせません。もしも内容に変更が生じた場合、速やかに更新することが理想ですが、少なくとも年1回、重点的に見直しを行うタイミングを決めておきます。また、チェックリストを作り、年に1回、内容に変更があったかどうかをチェックします。

団地版BCPの見直し・改善のポイント

- 最低でも年に1回以上、点検を行う
- 各種連絡先などを最新情報にアップデートする
- 国や県などの方針や被害想定の見直しに合わせて内容を変更する
- 団地版BCPや個社BCPへの取組などを通じて、新たに明らかになった課題などを共有する
- 今後実施する予定となっている各種対策の実施計画、進捗管理を行う
- 新たに参加する企業に共有する
- チェックシートを作り、取組内容を定期的に点検する

<団地版BCP管理チェックシート例>

NO.	項目	内容	確認日
1	参加企業	団地版BCPの取り組みに参加する企業に変更はないか。	
2	リスクの評価	団地のリスク環境に変更はないか。 (愛知県防災学習システムやハザードマップなどの見直し)	
3	各種リスト	各社の名簿や連絡先リストなどを最新の情報に更新されているか。	
4	団地で実施する対策の種類	追加する対策はあるか。また、今後取り組みを継続しない対策はあるか。	
5	団地で実施する対策の内容	団地で実施する対策の内容が現状に合っているか。 リスク評価の変更など、各種環境の変化にあわせて見直しがされているか。	
6	年間計画の確認・見直し	年間スケジュールを策定し、最低年に1回の見直しを行っているか。	

※団地で実施する対策に合わせて項目を見直してください。

最後に

団地版BCPは個社BCPを補完するものであり、個社BCPの完成がゴールです。また、BCPは一度文書が完成したら終わりではなく、社内外の環境の変化や、訓練等を通して気づいた課題などを元に常にブラッシュアップを図っていくことが必要です。BCPを発動する機会は滅多にありませんが、計画的に訓練や見直しを実施しなければ、せっかく策定したBCPがいつの間にか使えないものになってしまいます。いざという時に自社が生き残れるかどうかは、BCPが常に「使える」状態に維持できているかどうかに掛っています。

愛知県の相談窓口やBCPに関する支援施策を掲載しますので、お困りのことがあればぜひご相談ください。

<相談窓口>

愛知県 産業労働部 中小企業金融課

あいち・なごや強靭化共創センター 防災ワンストップ相談窓口

<BCP関連ウェブサイト>

■中小企業庁 「中小企業BCP策定運用指針」

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

■愛知県 「あいちBCPモデル」

<http://www.pref.aichi.jp/kinyu/BCP/bcpmodel1.htm>

■愛知県 県政お届け講座(職員を派遣し、BCPを普及啓発)

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/koho/0000036522.html>

■あいち・なごや強靭化共創センター

<http://www.gensai.nagoya-u.ac.jp/kyoso/>

■事業者向け企業防災・BCP策定に対する県内各市の支援施策

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/171024.html>

団地版あいちBCPモデル策定マニュアル

平成30年3月

発行／愛知県

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL:052-954-6334 FAX:052-954-6924 (愛知県産業労働部中小企業金融課)

団地版あいちBCPモデル
策定マニュアル